

任期付研究員の任用等に関する規程

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 任期を定めた採用
- 第3条 任期
- 第4条 任期の更新
- 第5条 給与
- 第6条 職員給与規程の適用除外等
- 第7条 任期付研究員業績手当
- 第8条 諸手当の支払
- 第9条 勤務時間、休暇等
- 第10条 本規程の管理部署

附 則

- 別表第1 (第5条第1項関係 第一号任期付研究員)
- 別表第2 (第5条第2項関係 第二号任期付研究員)
- 別表第3 (第5条第4項関係 第一号任期付研究員)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の研究業務に従事する職員について任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めた採用)

第2条 理事長は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年6月4日法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条の規定により、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。
2 選考に関する必要な手続等の取扱いについては、別に定める。

(任期)

第3条 任期は、任期付研究員法第4条の規定のとおりとする。

(任期の更新)

第4条 任期の更新は、任期付研究員法第5条の規定のとおりとする。

(給与)

第5条 任期付研究員法第3条第1項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、別表第1の俸給表を適用する。
2 任期付研究員法第3条第1項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、別表第2の俸給表を適用する。
3 理事長は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて次の各号の基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A-勤務時間）第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
一 第一号任期付研究員の俸給表の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次のイからへに定める号俸に決定するものとする。
イ 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
ロ 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
ハ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俸
ニ 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俸

ホ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合

5号俸

ヘ 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合

6号俸

二 第二号任期付研究員の俸給表の号俸は、次のイからハに掲げる場合の区分に応じ、イからハに定める号俸に決定するものとする。

イ 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

1号俸

ロ 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

2号俸

ハ 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合

3号俸

4 理事長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第1項の俸給表に掲げる号俸により難しいときは、同項及び前項の規定にかかわらず、その俸給月額を同表に掲げる6号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる5号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額に算出率を乗じて得た額とすることができるものとし、別表第3の俸給表として定める。

(職員給与規程の適用除外等)

第6条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、職員給与規程(給与一法A-職員給与)第2条に定める諸手当のうち、職責手当、扶養手当、住居手当及び業績手当は支給しないものとする。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する諸手当支給規程第16条第2項中「6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の122.5」とあるのは「6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の170」とする。

(任期付研究員業績手当)

第7条 理事長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、第5条第3項又は第4項の規定により任期付研究員の俸給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額の範囲内で任期付研究員業績手当として支給することができる。

2 第5条第3項の規定による号俸の決定、同条第4項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、人件費見積もりの範囲内で行わなけ

ればならないものとする。

- 3 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の職員給与規程第7条第1項に定める業績手当の支給定日に支給することができるものとする。

（諸手当の支払）

- 第8条 第5条第3項又は第4項の規定により決定された俸給及び第6条の規定により支給されない手当以外の諸手当の支払については、職員給与規程の定めを準用する。

（勤務時間、休暇等）

- 第9条 任期付研究員の勤務時間、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間等）の定めるところによる。

（本規程の管理部署）

- 第10条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成13・04・01 評基第013号）

（施行期日等）

- 第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

- 第2条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）による。

附 則（平成14・11・29 評基第017号）

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15・04・01 評基第010号）

（施行期日等）

- 第1条 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

- 第2条 この規程に定める他、この規程の運用に関し必要な事項は、任期付研究員法及び人事院規則20-0（任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例）並びにその運用通知による。

附 則（平成15・12・01 評基第013号）

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17・12・01 評基第018号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18・03・31 評基第053号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員においては、改正前の俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給するものとする。

附 則（平成19・07・31 評基第006号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19・12・03 評基第015号）

（施行期日）

この規程は、平成19年12月3日から施行する。ただし、第5条第2項に規定する別表第2の適用は、平成19年4月1日からとする。

附 則（平成21・12・01 評基第011号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する任期付研究員業績手当に関する特例措置）

第2条 第一号任期付研究員（1号俸の者を除く。以下同じ。）の平成21年12月に支給する任期付研究員業績手当の額は、当該額から、平成21年4月1日において第一号任期付研究員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.24を乗じた額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成22・12・01 評基第001号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する任期付研究員業績手当に関する特例措置）

第2条 第一号任期付研究員の平成22年12月に支給する任期付研究員業績手当の額は、当該額から平成22年4月1日において第一号任期付研究員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じた額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（平成24・03・13 評基第020号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成26・12・02 評基第016号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月2日から施行する。ただし、第5条に規定する別表の適用は、平成26年4月1日からとする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 009 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成 28・02・09 評基第 025 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1、第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 及び第 5 条第 4 項に規定する別表第 3 の適用は、平成 27 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 28・11・29 評基第 013 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、平成 28 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 29・12・15 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 30・12・12 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、平成 30 年 4 月 1 日からとする。

附 則（20191213 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、平成 31 年 4 月 1 日からとする。

附 則（20221207 評基第 021 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、令和 4 年 4 月 1 日からとする。

（令和 4 年 12 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 令和 4 年 12 月に支給する期末手当率に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（20231129 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する別表第 1 及び第 5 条第 2 項に規定する別表第 2 の適用は、令和 5 年 4 月 1 日からとする。

（令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当率の調整）

第 2 条 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当率に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、「100 分の 170」とあるのは「100 分の 175」とする。

別表第1 (第5条第1項関係 第一号任期付研究員)

号俸	俸給月額
1	402,000円
2	461,000円
3	522,000円
4	603,000円
5	701,000円
6	800,000円

別表第2 (第5条第2項関係 第二号任期付研究員)

号俸	俸給月額
1	336,000円
2	371,000円
3	398,000円

別表第3 (第5条第4項関係 第一号任期付研究員)

号俸	俸給月額
特1	899,000円
特2	998,000円
特3	1,097,000円